

医療法人設立事務に関する説明会

資 料

令和 7 年度

愛 知 県

目 次

I 医療法人制度の概要

1	医療法人制度の趣旨	1
2	医療法人の業務等	2
3	基金制度について	4
4	指導監督	5
5	医療法人手続関係等一覧表	6

II 医療法人設立認可手続

1	医療法人設立認可スケジュール	7
2	医療法人設立認可申請書チェックリスト	8

III 医療法人設立認可申請書作成について

1	医療法人設立認可申請書	10
2	医療法人モデル定款	10
3	設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録	17
4	設立財産目録の明細書	17
5	設立時の負債内訳書	17
6	基金引受申込書	18
7	社員及び役員の名簿	20
8	医療法人設立総会議事録（例）	20
9	医療法人設立趣意書	21
10	開設しようとする診療所の概要	21
11	設立後2年間の事業計画	21
12	設立後2年間の予算総括表	22
13	設立後2年間の予算表	22
14	職員給与費内訳書	22
15	借入金返済計画書	22
16	履歴書	23
17	委任状	23
18	役員就任承諾書	23
19	管理者就任承諾書	23
20	医療法人設立認可申請に係る参考資料	23
21	医療法人設立認可申請概要書	23
22	その他の注意点	24

<参 考>

医療法人の業務範囲（令和4年2月22日現在）	25
医療法人の附帯業務についての一部改正について（令和6年3月29日付医政発0329第51号厚生労働省医政局長通知）	36
社会医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について（令和7年3月31日付医政発0331第83号厚生労働省医政局長通知）	41
医療法人の基金について（平成30年3月30日付医政発0330第33号厚生労働省医政局長通知）	45
医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成24年3月30日付医政総発0330第4号・指第4号厚生労働省健康政策局総務課長・指導課長通知）	54

「凡例」 法・・・医療法（昭和23年 法律第205号） 施行令・・・医療法施行令（昭和23年 政令第326号） 規則・・・医療法施行規則（昭和23年 厚生省令第50号）
--

I 医療法人制度の概要

1 医療法人制度の趣旨

(1) 医療法人

病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団で、医療法の規定により都道府県知事の認可を受けて設立される法人

(2) 医療法人の責務

医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない（医療法第 40 条の 2）。

(3) 医療法人の特徴

営利を目的としない（非営利性） ⇔ 株式会社等会社法上の会社組織
積極的な公益の増進を目的としない（非公益性） ⇔ 公益法人

ア 資産調達の方法

基金の拠出者又は寄附者から現金又は資産による拠出又は寄附を募ることにより経営上必要な資産を調達することを可能とし、その集積を容易にしている。（平成 19 年 4 月 1 日より、医療法人の資金調達について出資制度は廃止され、新たに基金制度が導入された。基金制度の概要は後述。）

イ 営利性の否定

医療法は、営利目的の病院等の開設を否定している。

医療法人においては、剰余金の配当禁止を定めており（医療法第 54 条）、基金の拠出者に対する利益の配当は認められない。

また、医療法人が解散した場合、その残余財産の帰属すべき者について、個人（基金の拠出者や社員）を禁止し、国、地方公共団体又は医療法人その他医療を提供するものであって厚生労働省令に定めるものに限定されている。（平成 19 年 3 月 31 日以前に設立された医療法人は、当分の間、定款の定めにより払込済出資額に応じた分配が可能。）

ウ 業務の制限

医療法人は、医療法に定める本来業務及び附帯業務の実施が可能である。

また、社会医療法人を除き、収益業務の実施は認められていない。（業務の範囲は後述。）

エ 運営の透明性の確保

医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類、監事の監査報告書、定款又は寄附行為を備え置き、社員、評議員、債権者から請求があった場合に、閲覧に供することとされている。

また、会計年度終了後 3 月以内に決算届を都道府県に提出することとされており、都道府県においては、過去 3 年間の事業報告書等、監事の監査報告書、定款又は寄附行為を閲覧に供さなければならないとされており、閲覧対象者に限定はない。

2 医療法人の業務等

(1) 業務

ア 本来業務

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の運営

開設・運営しようとする病院等を定款又は寄附行為に定めることが必要

→ 本来業務を追加（分院の開設等）、変更（移転等）等する場合は、定款又は寄附行為の変更が必要

イ 附帯業務（法第 42 条）

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障が生じない限りで、附帯業務を行うことができる。

（附帯業務の例）訪問看護ステーション、居宅介護支援事業 等

① 定款又は寄附行為に定めのあること。

→ 附帯業務を追加、変更等する場合は、定款又は寄附行為の変更が必要。

② 本来業務に支障がないこと。

→ 本来業務の存在が前提。従って、附帯業務のみを営む医療法人は設立できない。

※ 医療法人が行うことができる附帯業務は、厚生労働省通知のとおり

厚生労働省ホームページ内「医療法人・医業経営のページ」アドレス

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/

医療法人の業務範囲（令和 4 年 2 月 22 日現在）参照

※ 本来業務、附帯業務及び附随業務の差違について

附随業務とは、本来業務及び附帯業務に附随して行う業務で、患者の便宜を図るために行う極めて小規模な業務を指す。（駐車場、食堂、売店の経営等の取扱い）

① 病院等の敷地内等で患者の利用に供する目的の範囲内 → 附随業務

② 不特定多数を対象としたもの → 収益業務（社会医療法人のみ可能）

(2) 自己資本比率の確保（規則第 30 条の 34）

医療法人は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営を行うのに必要な施設、設備又は資金を有することが必要である。

なお、法令上の定めはないが、特に病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人については資産の総額の 20%に相当する額以上の自己資本を常時有することが望ましい。

(3) 理事長の要件（法第 46 条の 6）

医療法人の理事長は、原則として、医師又は歯科医師とされている。

(4) その他注意を要する事項

ア 医療法人の所有する不動産を賃貸等することの可否

従業員の福利厚生を目的とするもの（看護師宿舎等）を除き、医療法人が所有する不動産を第三者に賃貸等することは認められない。

特に、理事長等への賃貸等は、形を変えた利益配当に該当する場合もあり、剰余金の配当禁止を定めた医療法の趣旨に反することになる。

イ 医療法人による貸付金

従業員の福利厚生を目的とするもの（看護学生修学資金等）を除き、医療法人が第三者に資金を貸し付けることは適当でない。

特に、理事長等への貸付等は、形を変えた利益配当に該当する場合もあり、剰余金の配当禁止を定めた医療法の趣旨に反することになる。

ウ 理事長の債務に対する医療法人の保証又は物上保証(担保提供)

医療法人の事業と関係のない理事長の私的債務に対して医療法人が保証又は物上保証(担保提供)を行うことは、家計と経営の区別を目的とする医療法人制度の趣旨に反するものであり適当でない。

〈個人経営と医療法人経営の比較〉

区 分	個 人	医療法人
経営主体の永続性、安定性	● 資金調達を開設者個人に依存するため、資金調達が困難であり、経営上の安定性を維持しにくい。	● 基金の拠出又は寄附、又は自らが借入れを行うことで資金調達を容易にすることができ、経営上の安定性を担保することができる。
経営の近代化、経営基盤の強化	● 個人の家計と開設する医療機関の経理が分離されていないため、費用の区別がつきにくい。 ● 経営判断を個人が行うため、客観性及び安定性の面から問題がある。	● 開設者個人をはじめとする関係者が給与所得者となるため、人件費の区分が明確になり、費用の区別がつきやすい。 ● 経営判断を複数の社員で議論して行うため、客観性及び安定性が担保される。
資本の集積	● 必要な資金、資産を開設者個人の資産に依存し、借入可能額もそれに束縛されるため、資金調達の手段が限定される。	● 開設者個人のみならず、基金の拠出者又は寄附者を広く求めることで必要な資金、資産の調達を容易にすることが可能。 ● 借入を行う際についても医療法人の事業規模等が基準となり、開設者個人の資産に依存する必要性が低くなる。

3 基金制度について

平成 19 年 4 月 1 日の医療法改正により、医療法人の非営利性の徹底のため、出資制度が廃止され、新たに、社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、基金制度を活用することとされた。

- (1) 出資と異なり、社員は必ずしも基金の拠出を要しない。また、基金の拠出者である社員が退社しても、基金の拠出者としての地位に影響はない。
- (2) 出資制度では、退社の際、定款の定めるところにより出資の返還が可能であったが、基金の返還は、基金拠出時の価額相当を限度とし、純資産に対する剰余金の範囲内に限定される。(つまり、剰余金が発生していなければ返還できない。)
- (3) 出資制度では、法人解散の際、定款の定めるところにより出資額に応じた残余財産の分配が可能であったが、今後設立する基金型の法人では個人への分配は禁止。

また、解散時の基金の返還も、拠出時の基金の額を超えて返還・分配は認められていない。

医療法人の基金について（平成 19 年 3 月 30 日付医政発第 0330051 号厚生労働省医政局長通知）参照

<参考> ～最近の医療法人制度の動き～

(1) 届出事務、閲覧事務のデジタル化について

(令和 4 年 3 月 31 日 医療法施行規則の一部改正)

医療法人の事業報告書等（決算届）については、従来の紙媒体による届け出に加え、独立行政法人福祉医療機構が管理する情報システム（以下「WAM NET」）への直接入力・アップロードによる届出が可能となっています。

また、事業報告書等（決算届）の閲覧についても、令和 5 年 4 月から、インターネットを利用したWEB閲覧が始まっています。

(2) 病院・診療所の経営情報の報告の義務化について

(令和 5 年 8 月 1 日 改正医療法の施行)

医療法人は、上記（1）の事業報告書等（決算届）とは別に、毎年度、病院・診療所ごとの経営情報（費用の内訳、職種ごとの人件費の内訳等）を都道府県へ報告することとなりました（令和 5 年 8 月以降に決算期を迎える医療法人から報告開始）。

報告方法は、WAM NET への直接入力・アップロード又は紙媒体による報告となります。

当該経営情報は、県から国へ報告した後、国の管理下でデータベース化し、医療政策等に活用されます。

また、分析結果は、広く国民へ情報提供されますが、個別の医療機関の情報が公表されることはありません。

※ 上記の詳細は、医務課 Web ページをご参照ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/0000069455.html>

4 指導監督

(1) 決算の届出（法第 52 条）

医療法人は、決算終了後 2 ヶ月以内に事業報告書等を作成し、3 ヶ月以内に都道府県知事へ届け出なければならない。

(2) 登記事項変更登記完了の届出（施行令第 5 条の 12）

登記事項に係る変更登記が完了した場合に届け出なければならない。

※ 組合等登記令の規定により医療法人が登記しなければならない事項

- ・ 目的及び業務
- ・ 名称
- ・ 事務所
- ・ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ・ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- ・ 資産の総額

※ 理事長に変更（重任を含む。）があった場合には、「登記事項変更登記完了届」の様式により提出すること。その際、「役員変更届」も提出すること。

役員の任期は 2 年間であるため、理事長が任期満了後、再選された場合、2 年ごとに理事長の変更を登記（重任の登記）し、「登記事項変更登記完了届」及び「役員変更届」を提出することになる。

※ 資産の総額は、決算ごとに変動するため、決算期ごとに変更登記を行う必要があること。

(3) 報告及び検査（法第 63 条）

都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務又は会計の状況に関する報告を求め、又は、当該職員に、その事務所に立ち入り、業務又は会計の状況を検査させることができる。

(4) 法令違反に対する措置（法第 64 条）

ア 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

イ 医療法人がアの命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解任を勧告することができる。

(5) 設立認可の取消（法第 65 条）

ア 医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止若しくは廃止した後 1 年以内に正当の理由がないのに病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しないとき又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

イ 医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

5 医療法人 手続関係等 一覧表

事 項	根 拠 規 定	提 出 時 期	提出部数
1 設立認可申請書	法第44条 規則第31条	医療法人設立手続参照	2部
2 設立登記完了届	法第43条 施行令第5条の12	遅滞なく提出	1部
3 決算届	法第52条	毎会計年度終了後3月以内	1部
4 経営状況報告	法第69条の2	毎会計年度終了後3月以内	1部
5 登記事項変更登記完了届	施行令第5条の12	資産総額の変更、理事長の変更 (重任を含む。)、その他登記事 項を変更したとき	1部
6 役員変更届	施行令第5条の13	役員の変更(重任を含む。)し たとき	1部
7 定款(寄附行為)変更認可申 請書	法第54条の9 規則第33条の25	定款(寄附行為)を変更しようと するとき	2部

※ 理事長の変更(重任を含む。)を登記した場合には、「登記事項変更登記完了届」の様式により提出すること。その際、理事の辞任、就任(重任を含む。)を伴う場合には、合わせて「役員変更届」を提出すること。従って、2年ごとに役員を改選した都度、届け出ることになる。

※ 様式は愛知県医務課ホームページに掲載しています。

愛知県ホームページ内 医務課のページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/>

Ⅱ 医療法人設立認可手続

1 医療法人設立認可スケジュール

説 明 会 受 講				
(年2回、5月頃と11月頃に開催)				
定 款 ・ 財 産 目 録 等 作 成				
(財産目録作成基準日)	-----	3/31	6/30	9/30 12/31
申 請 書 の 原 稿 確 認 期 間	-----	5月～	8月～	11月～ 2月～
申 請 書 の 原 稿 提 出 締 切		5/31	8/31	11/30 2月末
「医療法人設立認可申請に係る参考資料」(25,26ページ)も併せて提出すること。 提出先：県庁医務課				
申 請 書 内 容 審 査				
申 請 書 正 本 2 部 提 出	-----	7月下旬	10月下旬	1月下旬 4月下旬
医 療 法 人 許 認 可 部 会 開 催	-----	8月予定	11月予定	2月予定 5月予定
医 療 法 人 設 立 認 可	-----	9月予定	12月予定	3月予定 6月予定
医 療 法 人 設 立 登 記 (認可後2週間以内)				
診 療 所 (病 院) 開 設 許 可 申 請				
提 名古屋市内の診療所 → 名古屋市の保健センター 出 名古屋市内の病院 → 名古屋市保健医療課 先 その他地域の病院・診療所 → 管轄の保健所				
診 療 所 (病 院) 開 設 許 可				
(有床診療所、病院の場合は病床の使用許可申請も必要)				
診 療 所 (病 院) 開 設 届	-----	10～11月	1～2月	4～5月 7～8月
提出先：管轄の保健所 (個人の診療所、病院の廃止届を提出すること)				
保 険 医 療 機 関 指 定 申 請				
提出先：東海北陸厚生局 指導監査課				

※参考：ホームページアドレス

愛知県ホームページ内 医務課のページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/>

厚生労働省ホームページ内 医療法人・医療経営のページ

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/

2 医療法人設立認可申請書チェックリスト

必要書類の漏れがないか確認するとともに、確認に使用したチェックリストを申請書（原稿）と一緒に提出してください。

※確認欄の左列のチェックボックスを使用し、必要書類を確認してください。

確認欄		項目	様式	注意事項
☐	☐	医療法人設立認可申請書	1	日付は空欄（本申請時に記入）
☐	☐	定款	2	
☐	☐	設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録	3	
☐	☐	設立財産目録の明細書	4	作成基準日
☐	☐	預金残高証明書		基準日現在の残高証明書（写しの場合は本申請時に要原本証明）
☐	☐	振込通知書（社保・国保）（ <u>写し</u> ）		直近2か月の診療分のみ提出可（本申請時に要原本証明） 提出をしない場合でも1か月分は原稿提出時に添付（本申請時は添付不要）
☐	☐	医薬品等の明細		基準日時点で作成
☐	☐	減価償却一覧表		作成基準日
☐	☐	不動産鑑定評価書		不動産を提出する場合のみ添付（写しの場合は本申請時に要原本証明）
☐	☐	現物提出証明書		総額500万円以上の現物提出する場合のみ添付
☐	☐	設立時の負債内訳書	5	作成基準日
☐	☐	基金引受申込書	6	作成基準日
☐	☐	負債残高証明及び債務引継承認願（買掛金引継承認願）	7	
☐	☐	〈借入に係るもの〉 金銭消費貸借契約書（ <u>写し</u> ）	15	金銭貸借契約書は本申請時に要原本証明
☐	☐	返済計画書		
☐	☐	借入金使途の確認書		
☐	☐	〈ファイナンス・リースに係るもの〉 リース契約書（ <u>写し</u> ）		本申請時に要原本証明
☐	☐	リース支払い予定表		
☐	☐	社員及び役員の名簿	8	
☐	☐	医療法人設立総会議事録	9	
☐	☐	医療法人設立趣意書	9 別紙①	
☐	☐	開設しようとする病院（診療所）の概要	10	
☐	☐	周辺概略図		最寄り駅等を表示
☐	☐	公図		原稿提出期限から3か月以内のもの（写しの場合は本申請時に要原本証明）
☐	☐	敷地図		

☐	☐	建物平面図		構造、出入口、各室の用途等を表示
☐	☐	賃貸借契約書（写し）		本申請時に要原本証明 ※従来個人で契約している不動産を法人が引き続き賃借する場合、覚書が必要 ※土地と建物の所有者が異なる場合、土地所有者の転貸承諾書が必要
☐	☐	賃料計算書等		固定資産税課税明細書を添付する場合、固定資産税課税明細書の写しは本申請時に要原本証明
☐	☐	土地・建物登記事項証明書		原稿提出期限から3か月以内のもの（一部は写しで可（本申請時に要原本証明））
☐	☐	設立後2年間の事業計画	1 1	
☐	☐	設立後2年間の予算総括表	1 2	初年度の予算は、作成基準日の翌日から始まり決算期末日までとする。
☐	☐	設立後2年間の予算書	1 3	
☐	☐	職員給与費内訳書	1 4	2年間分を作成
☐	☐	履歴書	1 6	設立総会の日付
☐	☐	委任状	1 7	
☐	☐	役員就任承諾書	1 8	設立総会の日付
☐	☐	管理者就任承諾書	1 9	設立総会の日付
☐	☐	医師（歯科医師）免許証（写し）		本申請時に要原本証明
☐	☐	医療法人設立認可申請に係る参考資料		
☐	☐	所得税青色申告決算書		直近のもの
☐	☐	開設届		
☐	☐	開設から現在までの毎月の収支が分かる資料		基準日時点で2年間の実績がない場合のみ添付

※内容確認のために追加書類の提出をお願いすることがあります。

※預金残高証明書、登記事項証明書等の証明書類については、設立認可申請書原稿提出時はコピーを提出してください。

※本申請時の原本証明には、「原本と相違ないことを証明する」旨の文言と証明者の氏名を入れてください。

※医療法人設立認可申請概要書の提出については、別途連絡します。

《その他の注意点》

設立認可申請書の原稿締切日は必ず厳守のこと。

締切日経過後に原稿を提出した場合、その回の書類審査対象に含めず、次回以降の審査とします。

提出書類に不足がある場合や必要事項に記入漏れが多いなど不備な申請は受け付けないことがあります。

Ⅲ 医療法人設立認可申請書作成について

1 医療法人設立認可申請書

[様式 1]

《注意点》

医療法人が開設する診療所等の名称及び住所は定款第 4 条と一致すること。

また、ビルにテナントの形で入居する場合は、ビル名及び階数も記載すること。

なお、診療所等名称の前に「医療法人」を付けた場合、設立認可後に保険医療機関名称の変更の手続及び看板等を書き換える必要がある。

2 医療法人モデル定款

[様式 2]

※改正医療法（H30.4.1 施行）により変更

(1) 医療法人の名称 <第 1 条>

《注意点》

原則として既存の法人と重複する名称は使用できない。

ただし、既存の個人診療所名を法人名として継承し、それが既存の法人名と重複する場合は、例外的に、重複した医療法人名を使用することができる。

(例) 個人で「佐藤医院」を開設 → 設立後の法人名を「医療法人佐藤医院」

(2) 医療法人の事務所所在地 <第 2 条>

《注意点》

住所は番地まで記載する。また、ビル等へテナントの形で入居し、そこを事務所とする場合は、ビル名及び階数まで記載する。

(3) 医療法人の目的 <第 3 条>

《注意点》

医療法人が可能な行為は医療法等で定められている。

医療法人は定款に定められた業務しか実施することができない。また、法に定められた行為以外の業務を定款に記載することはできない。

従って、不動産の貸付業務等を医療法人が実施することはできない。

(4) 医療法人の開設する診療所等の名称及び開設場所<第 4 条>

《注意点》

診療所等の名称は正確に記載すること（設立認可申請書等と一致すること）。

ビルにテナントの形で入居する場合は、ビル名及び階数も記載すること。

なお、複数階にまたがって診療所が設けられている場合、院長室や受付等の所在する代表的な階のみを記載すれば良く、全ての階を記載する必要はない。

(5) 基金に関する規定 <第 5 条～第 9 条>

《注意点》

平成 19 年 4 月 1 日付けの改正医療法の施行にあわせ、社団医療法人の設立の際必要となる資金を調達する手段として、従来の出資制度は廃止され、新たに基金制度が適用された。

基金制度を活用する場合には、基金の募集等に関する定款の定めが必要となる（規則第 30 条の 37 関係）。

基金とは、社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該拠出者に対して、定款の定めるところにより返還義務を負うものである。（基金制度の手続の詳細は「医療法人の基金について」（平成 30 年 3 月 30 日付け 厚生労働省医政局長通知）を参照すること。）

《出資と基金の主な違い》

- 基金の拠出者は、個人だけでなく団体でも可能である。
- 基金の拠出者である社員が退社しても、基金の拠出者としての地位に影響はない。
- 基金では、新聞等を用い一般から基金の拠出を募集することが可能。
- 出資の場合は、定款の定めるところにより退社の際出資の返還が可能であったが、基金を返還する場合には、基金の拠出時における価額相当を限度とし、また、純資産に対する剰余金の範囲内に限定される。(つまり、剰余金が発生していなければ返還することができない。)
- 法人解散の際、出資の場合は定款の定めるところにより出資額に応じた残余財産の分配が可能であったが、基金制度では個人(社員や拠出者等)への分配は禁止。
また、基金の返還額も、拠出した際の基金の額を超えて返還・分配することは認められない。

※ 基金の募集と募集事項の決定

新聞等を活用し広く基金の拠出を募集することも、また、その逆に、法人設立代表者など特定の者が基金の総額を引き受けることも可能。

ただし、いずれの場合も、設立時社員の同意を得た上で、次の募集事項を定めなければならない。

- ① 基金の総額
- ② 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び金額
- ③ 金銭の払込又は②の財産の給付の期日又はその期間

※ 基金の申込み

法人設立代表者は、基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- ① 社団医療法人の名称
- ② 募集事項
- ③ 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- ④ 基金の拠出者の権利に関する規定
- ⑤ 基金の返還の手続
- ⑥ その他請求があった事項
- ⑦ 設立認可予定年月日
- ⑧ 法人の定款(案)
- ⑨ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- ⑩ 会計年度

※ 基金の割当て

法人設立代表者は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、かつ、申込者に対し、払込期日の前日までに、割り当てる基金の額を通知しなければならない。

(上記、基金の申込み及び割当ての手続については、基金を引き受けようとする者がその総額を引受ける場合、省略できる。ただし、基金の募集事項の決定は必要。)

※ 金銭以外の財産の拠出

金銭以外の財産の拠出を受ける場合、その価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価)を受けなければならない。(相当価額が 500 万円を超えない場合は必要ない。)

※ 基金の返還

基金の返還は、定時総会の決議によって行わなければならない。

また、法人に利益剰余金が発生している場合にのみ、その額の範囲内において、基金の返還をすることができる。

(6) 法人の資産・基本財産に関する規定 <第10条・第11条>

《注意点》

基本財産は医療法人にとって必要不可欠であり、資産の根幹を構成するものであることから、これを処分する際には、社員総会において議決を必要とする。

基本財産は通常、設立時に拠出された土地・建物、もしくは設立時賃借している土地・建物の保証金を充てることが多い。

なお、保証金を基本財産とする場合、賃料2カ月以上の保証金を必要とする。

(7) 資産の管理に関する規定 <第12条・第13条>

《注意点》

売買利益の獲得を目的とした株式保有は適当でない。

(8) 予算・決算に関する規定 <第14条～第17条>

《注意点》

会計年度については何月から始めてもよい。

医療法人設立後は、毎年会計年度終了時から2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類を作成しなければならない。

決算届の各様式に基づいて書類を作成の上、毎会計年度終了後3月以内に、県知事に提出する義務がある。決算届の提出を怠っている場合には、定款変更の認可を行わない。

決算届の提出を怠った場合及び決算届の内容に問題があった場合は、県の指導対象となるので注意すること。

また、決算に伴い医療法人の資産総額が変動するため、資産総額の変更登記が毎年必要。

決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

(9) 社員に関する規定 <第18条>

《注意点》

医療法人設立時には最低でも3人の社員が必要である。

社員は、義務教育を修了した自然人又は営利を目的としない法人でなければならない。従って、営利法人等が社員となることはできない。

医療法人は、社員名簿を据え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えること。

社員は、基金の拠出を必ずしも必要とするものではないが、定款に社員資格として基金の拠出を要件に定めることは妨げない。

ただし、従来の出資と異なり、基金の返還には、法人に利益剰余金が発生している場合にのみ、その額の範囲内において返還をすることができるという制限が課されるため、社員が当該医療法人を退社する際、必ずしも拠出した基金の返還ができるとは限らない。

また、営利法人と異なり、医療法人で利益が発生した場合は、内部留保として蓄積されるのみであり、社員への随時配当を行ってはならない。

(10) 社員資格の喪失に関する規定<第 19 条>

<<注意点>>

社員が欠けた場合、速やかに欠員を補充すること。

特に社員の現在数が 3 人を下回る場合は、社員総会における多数決の最小単位を構成する観点から必ず欠員を補充する必要がある。

(11) 社員総会に関する規定 <第 21 条～第 29 条>

<<注意点>>

社員総会は定款第 23 条の定める事項について決議する。このうち、予算及び決算に関する事項については必ず毎年度決議を要することから、年 2 回は必ず定時の社員総会を開催することとなる。

(例) 3 月決算の場合、3 月に予算総会を、5 月に決算総会を開催する。

社員総会の議事については、会議開催後、議事録を作成し、議事録署名人 2 人以上が議長とともにが押印したものを保管しておくこと。

※ 社員総会の議長について

社員総会の議長は、理事長が当然に議長になるのではなく、社員総会において選任された者が当たるため、会議開催の際には、必ず議長選任の手続を行い、議事録にもその旨を記録すること。

※ 社員総会の定足数について

社員総会の開催に必要な定足数(社員の出席)は、原則、過半数の出席を要する。

(12) 役員に関する規定 <第 30 条～第 37 条>

<<注意点>>

理事長、理事及び監事の条件は、別表「理事、理事長及び監事の条件」のとおり。

理事の定数は、3 人を下限とし、上限を 5 人ないし 6 人で構成するのが普通である。

ただし、一人医師医療法人の場合、理事定数の下限は 2 人とすることができが、この場合は、別途愛知県知事の認可を必要とする。具体的には、「医療法人設立認可申請書」に「なお、当法人は診療所を 1 か所のみ開設するため、理事は 2 人としたいので併せて認可を申請します。」と記載する。

なお、この場合であっても、社員は 3 人必要である。

第 31 条 (役員の選任)

理事のうち 1 名が理事長となる。

理事長は設立する医療法人の代表者であり、その代表権は理事長 1 人にある。

役員の任期は 2 年となっている。この任期が満了した場合、理事長の再任(重任)登記が必要である。

第 32 条 (役員の職務及び権限)

理事長は、法人を代表し、法人の業務を執行する。また、自己の職務執行の状況を理事会に報告する義務がある。

※報告回数は、3 か月に 1 回以上。定款により、毎事業年度 2 回以上 (4 月を越える間隔) に緩和可。

第 35 条 (役員の報酬等)

役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要

がある。

第 36 条（競業及び利益相反取引の制限）

自己又は第三者のために法人と取引をする場合等において、理事会の承認と報告が必要。

※医療法の改正（H28.9.1）により、都道府県知事への特別代理人の選任申請は不要となった。

《理事、理事長及び監事の条件》

理事の条件	
1	18 歳以上、できれば高卒以上の人が望ましい。
2	遠隔地居住者は避ける。
3	利害関係にある営利法人の役職員でないこと。
4	公務員は避ける。（公務員を理事とする場合、所属先の兼職承認が必要。）
5	医療法第 46 条の 5 第 5 項に抵触していないこと。
理事長の条件	
1	医師又は歯科医師であること。
2	他の医療法人の理事長でないこと。 ⇒理事長の兼任は、原則認めていない。（理事は可。）
監事の条件	
1	理事・理事長その他の役員でないこと。
2	法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者その他の職員でないこと。
3	理事の 2 親等以内の直系血族、兄弟姉妹及び配偶者でないこと。（生計を一にしない姻族は可。）
4	顧問税理士でないこと。
5	税理士・公認会計士・弁護士・日商簿記検定 2 級以上所持者・株式会社代表取締役・他の医療法人の理事長（医療法人の理事や個人診療所の管理者であるだけでは不可）等、法人の財務に加え、業務の執行の状況について適切に監査を行うことができる者であること。
6	利害関係にある営利法人の役職員でないこと。

医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成 5 年 2 月 3 日付総第 5 号・指第 9 号厚生省健康政策局総務課長・指導課長通知）参照

※ 監事の職務について

法人の内部の管理運営の更なる健全化を図るため、医療法において、監事の職務が明確に規定されている（法第 46 条の 8）。これにあわせ、法人の定款において、具体的な監事の職務等を定める（定款第 32 条第 4 項関係）。

監事の職務は、次のとおりである。

- ① 法人の業務を監査すること。
- ② 法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3

月以内に社員総会及び理事会に提出すること。

- ④ 監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを愛知県知事、社員総会又は理事会に報告すること。
- ⑤ ④の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- ⑥ 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(13) 理事会に関する規定 <第 38 条～第 44 条>

《注意点》

理事会の権限（主なもの）

- ・法人の業務執行の決定
- ・理事の職務の執行の監督
- ・理事長の選定及び解職
- ・競業・利益相反取引の承認
- ・監事等の監査を受けた事業報告書等の承認

※以下の重要事項の決定を理事に委任することは不可

- ①重要な資産の処分・譲受け、②多額の借財、③重要な役割を担う職員の選任・解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止、⑤定款の定めに基づく役員等の責任の免除

理事会の議事については、会議開催後、議事録を作成し、出席した理事及び監事が押印したものを保管しておくこと。定款により、出席した理事長及び監事とすることも可。

※ 理事会の議長について

理事会の議長は、理事長とする。

※ 理事総会の定足数について

理事会の開催に必要な定足数は、原則、過半数の出席を要する。

(14) 定款変更に関する規定 <第 45 条>

《注意点》

社員総会の議決を経た上で、様式 24 の定款変更認可申請書を提出。県知事の認可を得て初めて変更することが可能。

診療所等の開設・廃止等、医療法人が事業内容を変更する時は、必ず定款変更認可申請が必要。

定款変更認可を受けていない事業内容の変更は無効となるので注意すること。

また、決算届の提出を怠っている場合には、定款変更の認可を行わないので注意すること。

(15) 法人の解散、合併及び分割に関する規定 <第 46 条～第 50 条>

《注意点》

定款第 46 条の第 1 号及び 2 号には診療所等医療機関の名称を明確に記入すること。本条に掲げる診療所等をすべて廃止又は 1 年以上休止した場合、自動的に解散手続へ移行することになる。（この規定は、実質的に解散した医療法人が休眠法人へ移行することを防止する観点から導入されている。）

※ 残余財産について

法人が解散した際の残余財産は、合併及び破産による解散の場合を除き、定款に定める国、地方公共団体等の中から選定して帰属させることとなる。

第 50 条（分割）

医療法改正(H28.9.1)により、医療法人（社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人等を除く。）が、都道府県知事の認可を受けて実施する分割に関する規定を整備。

医療法人の病院事業等に関する権利業務を

①新設分割：新しく設立する医療法人に承継させること。

②吸収分割：既存の他の医療法人に承継させること。

(16) 公告に関する規定 <第 51 条>

《注意点》

合併や破産手続開始の決定による解散の際に行う法人の公告は、官報等へ掲載することにより行う。

(17) 附則の記載要領

《注意点》

医療法人設立時の役員は定款で定めなければならない(法第 44 条)ため、附則に設立時の役員を規定する。

任期は、医療法人設立認可後、最初に訪れる決算年月日又は役員第 1 期の末日とする。

3	設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録	[様式 3]
4	設立財産目録の明細書	[様式 4]
5	設立時の負債内訳書	[様式 5]

《注意点》

- (1) 財産目録の作成基準日は、次のとおり。

設立認可申請書原稿提出期限	作成基準日
5月31日	同年3月31日
8月31日	同年6月30日
11月30日	同年9月30日
2月28日	前年12月31日

- (2) 設立財産目録に係る各科目の計上方法及び添付書類等について

[主な現物拠出(寄附)財産の種類と評価額]

医薬品等・・・・・・・・・・帳簿価格（基準日時点）
 不動産、借地権・・・・・・・・不動産鑑定評価書に基づき算定した額
 医療用器械備品（付属設備を含む）・・・減価償却した簿価（基準日時点）
 その他の器械備品（付属設備を含む）・・・減価償却した簿価（基準日時点）
 保証金・・・・・・・・・・契約書の金額（償却がある場合は償却後の金額）

※ 社団である医療法人を設立する際の現物拠出について、その価額の総額が500万円以上の場合、現物拠出財産の価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定評価書。）が必要であること。

◆ 「1 有形固定資産」の「土地」及び「建物」について

基準日時点の不動産評価による時価評価額を計上することとし、不動産鑑定評価書を添付すること。

◆ 「1 有形固定資産」の「医療用器械備品」・「車輛船舶」・「その他の有形固定資産」について

取得原価から減価償却累計額を控除した価額（基準日時点の簿価）を計上すること。

その際には、取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類を添付すること。

（確定申告時に使用する電算様式を使用しても差し支えない。）

「その他の有形固定資産」とは、レセコン、什器類等その他の器械備品を指す。

なお、院長等の自己所有の診療所の建物は賃借として、診療所の内装工（電気工、壁紙等）など診療所と一体でなければ機能しない資産のみを現物拠出することはできない。内装工等を拠出する場合は、一体のものとして診療所本体の拠出も合わせて行うこと。

ただし、第三者とのテナント賃貸等の場合で、医療法人が第三者と直接賃貸契約を結ぶ場合には、内装工等のみの拠出を行うことができる。

◆「2 無形固定資産」の「その他の無形固定資産」について
リース保証金等を指す。これら保証金がある場合この欄に計上する。

◆「3 その他の資産」の「保証金（土地・建物）」について
土地・建物の賃借における保証金を指す。
なお、定款に定める基本財産となる場合、賃料の2カ月分以上が必要。

◆「D. 負債合計」について

負債の上限額は現物拠出額に付随する。（機材や医薬品等に係る買掛金、借入金は法人に引き継ぐことは可能であるが、運転資金及び内装整備等に係る借入金は引き継ぐことはできない。）

このため、個人が医療法人へ引き継ぐことができる負債額は、現物拠出額が上限となることから、個人診療所時代の負債のうち、引き継ぐことができない負債が残る可能性もある。

なお、法人設立時に引き継ぎをしなかった個人の負債は、法人設立後には引き継ぎことはできないので注意すること。

※「自己資本比率」について

小数点以下第2位を切り捨てる。（例）自己資本比率 80.25%→80.2%

(3) 「設立時の負債内訳書」について

引き継ぐ負債がある場合に作成すること。

契約書、負債残高証明及び債務引継承認願（様式7）、返済計画書、借入金使途の確認書等を添付すること。

6 基金引受申込書 [様式6]

《注意点》

(1) 基金の引受申込者ごとに作成すること。

基金の総額を引き受ける場合には、本来、基金申込手続は不要となるが、基金拠出の状況を確認する必要があることから、その場合も、同書を作成し提出すること。

なお、基金割当決定後の内容が、申込の内容と異なる場合には、基金割当決定書の写しを合わせて提出すること。

(2) 日付は基準日を記入する。

(3) 金額は端数まで記入するとともに、財産目録明細に合わせること。

(4) 基金引受申込書の添付書類について

ア 預金については、基準日現在の預金残高証明書を添付すること。

たとえ少額であっても、拠出能力確認の意味から預金残高証明書を添付すること。

イ 土地・建物については登記簿謄本及び評価書を添付すること。

ウ 不動産を賃借する場合は、不動産賃貸借契約書の写しに加えて、土地、建物等の賃借料の算出根拠及び賃貸人の所有権を証明する不動産登記簿謄本を添付すること。

エ ビル等に入居して開設している診療所を医療法人化する場合、従来個人で契約している賃貸借契約書について、改めて賃借人を医療法人の設立代表者と表示した契約を締結することが必要になる。

また、賃貸借契約書の写しに賃借人による原本証明を行うこと。

オ ウ及びエのいずれの場合でも、下記の特約事項を記載した契約を結ぶことになる。この場合の契約期間は10年以上、保証金は2ヶ月分以上を必要とする。

《特約条項の例》

本契約は、愛知県知事の医療法人設立認可後、診療所の開設日をもって発効するものとし、乙の表示は医療法人〇〇〇〇理事長△△△△ □□□□（□は法人事務所所在地）と読み替えるものとする。

※ 賃料の算出根拠

設立予定の医療法人の役員、役員の3親等内の親族の所有する不動産を賃借する場合の賃料設定の算出根拠については、次表のとおり。医療法人に過大な負担を与えない賃料設定が必要であるため、算出値を下回る金額を賃料とすること。

《賃料算出方法の例》

(1) 土地の賃料算出方法	固定資産税・ 都市計画税課税 明細書を添付
「固定資産税評価額×6%」又は「土地の鑑定評価額×6%」	
(2) 建物の賃料算出方法	
「固定資産税評価額×10%」	
＜注意点＞	
これらの取得に要した借入金及びその利息を含めた賃料根拠は認められない。これは、事実上の負債引継に相当するためである。	
ただし、建物の賃料計算で定額法による減価償却を考慮した設定は可である（定率法に基づく減価償却を考慮した賃料設定は認めていない。）。	

(その1) 診療所と居宅が別棟の場合

固定資産評価額（土地）：18,389,236円

固定資産評価額（家屋）：11,003,096円

18,389,236円×6%=1,103,354円（切捨て）

11,003,096円×10%=1,100,309円（切捨て）

土地・建物賃借料（月額）

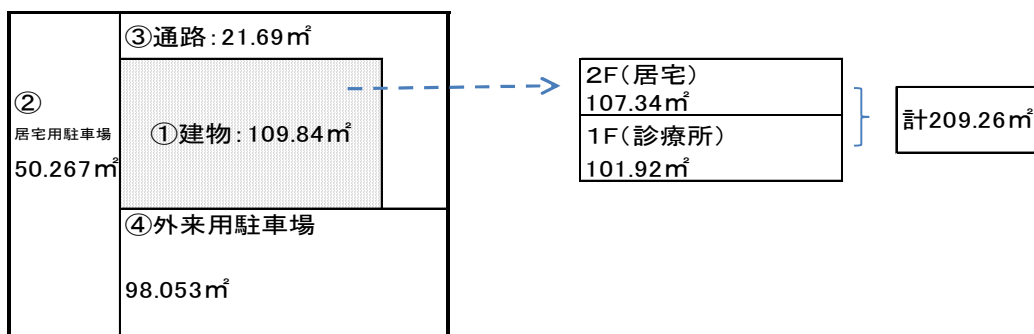
1,103,354円+1,100,309円×1/12=183,638円

⇒180,000円/月（税込）

保証金は、180,000円×2ヶ月=360,000円

(その2) 診療所兼居宅の場合

土地: 279.85㎡ (109.84 + 50.267 + 21.69 + 98.053)



①の土地の算出方法

$$109.84 \times 101.92 / 209.26 \div 53.498$$

③の土地の算出方法

$$21.69 \times 101.92 / 209.26 \div 10.564$$

診療部分の土地

$$53.498 + 10.564 + 98.053 = 162.115$$

固定資産評価額 (土地) : 16,818,985 円

固定資産評価額 (家屋) : 8,052,750 円

16,818,985 円 × 6% × 162.115 / 279.85 = 584,586 円 (切捨て)

8,052,750 円 × 10% × 101.92 / 209.26 = 392,208 円 (切捨て)

土地・建物賃借料 (月額)

584,586 円 + 392,208 円 × 1/12 = 81,399 円

⇒ 81,000 円/月 (税込)

保証金は、81,000 円 × 2ヶ月 = 162,000 円

カ 医薬品及び機材に係る買掛金等の債務を法人に継承させる場合は、様式7の「買掛金引継継承願」を作成する必要がある。

医療法人へ引き継ぐことができる負債の額は、現物出資額が上限となる。

7 社員及び役員の名簿

[様式8]

《注意点》

社員、役員 (理事長、理事及び監事) の全員について記載すること。

8 医療法人設立総会議事録

[様式9] (例)

《注意点》

これは設立総会議事録の例を示したものであり、適宜変更して構わない。

(1) 「1. 日時」のうち、開催日は財産目録の基準日に合わせる。

(2) 「3. 出席者の住所及び氏名」は社員の住所及び氏名を列挙する。なお、社員に、監事は含まれない。

- (3) 第4号議案における債務引継について
土地及び建物等を抛出する場合、当該抛出額を上限として債務も引き継がれる。
債務引継に伴い、抛出物件に設定されている抵当権は、個人から医療法人に引き継がれることになるが、これについて、議事録内で別途決議が必要である。
- (4) 第5号議案における会計年度（初年度）の開始日は、基準日の翌日となる。
(例) 3月31日が基準日で、会計年度が10月1日から9月30日までである場合、初年度は4月1日から9月30日までとする。
- (5) 第6号議案における診療所名は、法人設立後の診療所名を記入する。

9 医療法人設立趣意書

[様式9別紙①]

《注意点》

病院、診療所又は介護老人保健施設の開設からの発展経過、法人の設立意図、事業内容等を具体的に記載したもので、設立総会議事録に付属する書類である。

10 開設しようとする診療所の概要

[様式10]

《注意点》

医療法人設立と同時に開設する診療所の概要を記入する。

- (1) 診療所の名称及び所在地は、定款に記載する正式名称を記入する。
- (2) 職員の人数は開設時の人数を記入する。
常勤、非常勤の区分について、常勤は原則として就業規則等で定めた勤務時間の全てを勤務する者とする。(ただし、週32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤とする。正社員とパートといった賃金体系の区分ではない。)
様式14 職員給与費内訳書（初年度）の人数(常勤・非常勤の別を含む)と一致させること。

- (3) 申請書に診療所の周辺図（案内図）、敷地図及び建物平面図を添付すること。

診療所の構造を把握する必要があること、診療所が居宅に併設されている場合に診療所と居宅が構造的に分離されていること（居宅部分と診療所部分の動線が分離されていること）を確認するために必要となる。

なお、ビル等にテナントとして入居している診療所についても、診療所と他の部屋が構造的に区画されているか確認する必要があるため、居宅併設であるか否かにかかわらず、平面図は添付すること。

- (4) 「敷地」「建物」欄

ビル等へテナントで入居する場合、「敷地」欄は「－㎡」と記入する。

また、建物欄面積に建物の全体面積を記入し、その下に診療所部分の面積を記入する。

事務所等を診療所と別の場所に設けている場合、あくまでも診療所の概要であるため、診療所として使用する部分の面積を記入する。

既設の個人診療所を法人化する場合、個人診療所開設の際に保健所へ開設届を出しているため、面積については変更又は修正等がない限り、その数字に合わせること。(医療法人設立認可後、個人診療所等の廃止、法人立診療所等の開設許可申請を出すことになるが、これはあくまでも「開設主体の変更」によるものであり、診療所等そのものの構造等を変更するものではないため。)

- (5) 「常勤及び非常勤医師の勤務状況」欄には、常勤・非常勤医師の氏名及びその勤務時間を記入する。常勤医師が1人のみで開設する診療所であれば、氏名を記入し、勤務時間については、「診療時間に同じ」としても差し支えない。

11 設立後2年間の事業計画 [様式 11]

《注意点》

医療法人設立後2年間の事業計画を記載する。

12 設立後2年間の予算総括表	[様式 12]	
13 設立後2年間の予算書	[様式 13]	
14 職員給与費内訳書	[様式 14]	
15 借入金返済計画書	[様式 15]	(借入金がある場合のみ)

《注意点》

予算については、基準日の翌日から会計年度末までを初年度とする。

基準日及び初年度開始日については、次表参照

設立認可申請書原稿提出期限	作成基準日	初年度開始日
5月31日	同年3月31日	同年4月1日
8月31日	同年6月30日	同年7月1日
11月30日	同年9月30日	同年10月1日
2月28日	前年12月31日	同年1月1日

個人診療所は、2年に満たない予算で構わない（決算月との兼ね合いから1年と1ヶ月といった予算書で可）が、病院、介護老人保健施設を開設しようとする場合や個人診療所の実績が基準日時点で2年未満である場合は、初年度開始日から満2年分の予算が必要になる。このとき、決算月との関係で、満2年に足りない予算となる場合は、さらに1会計年度分を加えた3期分の予算が必要となる。

様式 12 予算総括表において、各年度の当期純利益（税引き前）は、医業収益の10%以上を確保すること。

※ 「予算総括表」の作成要領

基本的には過去の実績（税務申告に添付した決算書類）に基づいて作成する。（伸び率等で積算する場合、その詳細な根拠資料を添付。）

過去の実績を把握する必要があることから、「医療法人設立認可申請に係る参考資料」を申請者側で作成のうえ、申請書原稿提出と同時に提出すること。

※ 医療法人設立時における必要な運転資金について

設立当初の人件費等必要な経費を確保するため、拠出金(現金・預金及び医業未収金)の額(千円未満切捨)は、次により算出された必要な運転資金の額を上回っていることが求められる。

《基本的な運転資金》

◆ 基本的な計算式		(千円未満切上)
$\frac{(\text{医業費用} + \text{医業外費用} - \text{減価償却費})}{\text{初年度の月数}} \times 2 \text{ヶ月分}$		
◆ 負債を引き継ぐ場合の運転資金計算式		
$\frac{(\text{医業費用} + \text{医業外費用} - \text{減価償却費} + \text{借入金元金返済})}{\text{初年度の月数}} \times 2 \text{ヶ月分}$		

16 履 歴 書 [様式 16]

《注意点》

役員(理事長、理事、監事)のほか、設立者(社員)も作成すること。ただし、日付は基準日とする。
賞罰欄には「なし」と記入するとともに、「医療法第46条の5第5項の規定に抵触しない」旨を記入する。

なお、医師及び歯科医師は、その免許証の写しを添付すること。

また、麻酔科を標榜している場合には、厚生労働大臣の標榜許可書の許可年月日及び許可番号を記載し、併せて当該許可書の写しを添付すること。

17 委 任 状 [様式 17]

18 役員就任承諾書 [様式 18]

19 管理者就任承諾書 [様式 19]

《注意点》

日付は基準日で作成する。

20 医療法人設立認可申請に係る参考資料

《注意点》

設立認可申請書原稿提出時に併せて提出すること。

診療科目別患者比率や自由診療の割合は、金額ベースではなく、人数ベースで算出すること。

21 医療法人設立認可申請概要書

《注意点》

これは、医務課での申請書原稿内容確認後 医療法人部会開催時まで提出する書類であり、別途指示する提出期限までに申請書の内容に基づいて作成する。

具体的な資料及び作成方法については、様式集の「医療法人設立認可申請概要書作成要領」を参照すること。

22 その他の注意点

《注意点》

- (1) 申請書及び添付書類については、A4版で作成すること。
建物平面図、医師免許証等は縮小コピー等しA4版としてください。
- (2) 添付資料
預金残高証明書、登記簿謄本等の証明書類については、設立認可申請書原稿提出時はコピーでよい。
これら書類の原本提出は、内容審査を終え、正式に設立認可申請書を提出する時でよい。
- (3) 設立認可申請書の原稿締切日は必ず厳守すること。
締切日経過後に原稿を提出した場合、その回の書類審査対象に含めず、次回以降の審査とする。
- (4) 提出書類に不足がある場合、必要事項に記入漏れが多いなど不備な申請は受け付けないことがある。

医療法人の業務範囲

<令和4年2月22日現在>

I. 本来業務

○医療法人は病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設を目的として設立される法人です。（医療法第39条）

II. 附帯業務

○医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。（医療法第42条各号）
なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適當であること。

医療法第42条

第1号

医療関係者の養成又は再教育

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営。
- ・ 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならないこと。
- ・ 医師、看護師等の再研修を行うこと。

第2号

医学又は歯学に関する研究所の設置

- ・ 研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

第3号

医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

- ・ 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所（例えば、へき地診療所）等を経営すること。

第4号

疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）

- ・ 附置される診療所については、
 - ① 診療所について、医療法第12条の規定による管理免除又は2か所管理の許可は原則として与えないこと。

② 診療所と疾病予防運動施設の名称は、紛らわしくないよう、別のものを用いること。

③ 既設の病院又は診療所と同一の敷地内又は隣接した敷地に疾病予防運動施設を設ける場合にあっては、当該病院又は診療所が疾病予防運動施設の利用者に対する適切な医学的管理を行うことにより、新たに診療所を設けなくともよいこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第5号

疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

- ・ 温泉とは温泉法（昭和23年法律125号）第2条第1項に規定するものであること。
- ・ 疾病予防のために温泉を利用させる施設と提携する医療機関は、施設の利用者の健康状態の把握、救急時等の医学的処置等を行うことのできる体制になければならないこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第6号

保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。

Ⅰ．直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。

- ① 薬局
- ② 施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）
- ③ 衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）
- ④ 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）
- ⑤ 介護職員養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）
- ⑥ 難病患者等居宅生活支援事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）
- ⑦ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）、第一号訪問事業若しくは第一号通所事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等

※ 介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性が求められ、保険給付の対象とはならず実費徴収の対象となる業務であること。例えば、「乗降介助」の際の移送事業部分の実費徴収、通所サービス等における遠隔地からの送迎費の実費徴収などについて、道路運送法の規定により許可を得て行う業務であること。

※ 道路運送法の許可を得ずに介護保険サービス又は障害福祉サービスの対象となる移送事業を行うことはできないこと。

※ いわゆる「介護タクシー」のように旅行や買い物といった介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性を有しない業務は当該有償移送行為に該当せず、医療法人の附帯業務ではないこと。

⑧ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業、保健福祉事業、指定市町村事務受託法人の受託事務及び指定都道府県事務受託法人の受託事務のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

⑨ 助産所（医療法第2条に規定するもの。）

⑩ 歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）

⑪ 福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）

⑫ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。）

第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。

※ 1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものについては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとする。

(1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス

- (2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス
- (3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

※2 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第38号。以下「平成21年改正法」という。）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に平成21年改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものについては、平成21年改正法附則第4条第1項の規定により登録の効力が失われた場合であっても、その要件を継続して満たし、上記（1）から（3）までに掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとする。

※3 ※1及び※2については、賃貸住宅の戸数を増やしてはならない。

- ⑬ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。

(1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務

ア 労働者派遣法第2条第4号に掲げる紹介予定派遣をする場合

イ 労働者派遣法第40条の2第1項第4号又は第5号に該当する場合

ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合

(2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務

エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合

オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50

号) 第30条の33の12第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。)

⑭ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)

⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第34条に規定する障害者就業・生活支援センター

⑯ 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業

⑰ 学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの(以下、「認可外保育施設」という。)において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業

※ 病院又は診療所によるものは、医療法人の本来業務に該当すること。

⑱ 認可外保育施設であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。

⑲ 医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者であって、

- ・ 当該医療法人が開設する病院若しくは診療所に入院していた者若しくは通院している者、
- ・ 又は当該医療法人が開設する病院、診療所若しくは訪問看護ステーションから訪問診療若しくは訪問看護を受けている者

に対して、当該医療法人が配食を行うもの。

※ なお、例えば3年前に入院して現在は受診していないような者は対象外となること。

⑳ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。)において第6条の3第12項に規定する業務を目的とする事業のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業による助成を受けているもの(以下「企業主導型保育事業」という。))。

※ 事業所内保育事業及び企業主導型保育事業に限っては委託する場合も認めること。

- ②① 産後ケア事業（市町村の委託を受けて実施するもの）
- ②② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第８１号）第１４条第１項に規定する医療的ケア児支援センター

Ⅱ．国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務であること。

① 海外における医療施設の運営に関する業務

- ※ 当該業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資も可能とすること。その際、出資の価額は、繰越利益積立金の額の範囲内とする。
- ※ 具体的な運用に当たっては、「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成２６年医政発０３１９第５号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。

第７号 社会福祉法第２条第２項及び第３項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

- ※ 平成１０年２月９日厚生省告示第１５号及び本通知の別添を参照すること。
- ※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第３条第２項第２号の認定こども園（ただし、保育所型のみ。）の運営は、上記告示の第１項第２号ハに包括されること。

第８号 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

留意事項

- １．役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。この場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。
- ２．医療従事者の養成施設に通う学生への奨学金の貸付は、医療施設の運営における医療従事者確保の目的の範囲内において、奨学金の貸付に関する内部規定を設けるなど適切に行われる限り、差し支えないこと。
- ３．第７号については、社会医療法人のみに認められるものがあること。
- ４．定款等の変更認可申請とは別に、個別法で定められた所定の手続（許認可、届出等）を要する場合があること。この場合、個別法の手続の前に定款等の変更認可申請をする必要があるが、手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることは、やむを得ないこと。

Ⅲ. 収益業務

○社会医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（収益業務）を行うことができます。

（平成 18 年法律第 84 号附則第 8 条、平成 19 年厚生労働省告示第 92 号、改正前の医療法第 42 条第 2 項）

収益業務の種類

収益業務の種類は、日本標準産業分類(平成 25 年 10 月 30 日総務省告示第 405 号)に定めるもののうち、次に掲げるものです。

- ①農業、林業
- ②漁業
- ③製造業
- ④情報通信業
- ⑤運輸業、郵便業
- ⑥卸売業、小売業
- ⑦不動産業、物品賃貸業（建物売買業、土地売買業を除く。）
- ⑧学術研究、専門・技術サービス業
- ⑨宿泊業、飲食サービス業
- ⑩生活関連サービス業、娯楽業
- ⑪教育、学習支援業
- ⑫医療、福祉（病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係るもの及び医療法第 42 条各号に掲げるものを除く。）
- ⑬複合サービス事業
- ⑭サービス業

（注）医療法関係法令の規定に基づく定款・寄附行為変更の手続き以外に、それぞれの業務に係る関係諸法令に基づく許認可、届出等の手続きが必要です。

業務要件

収益業務については、次に掲げる要件を満たすものに限られるものであり、その規模、内容等についても、規則第 30 条の 35 の 3 の要件を満たすものであるほか、法の規定により設立された法人の行う業務として社会的に許容される範囲内のものであることに十分留意する必要があります。

- ① 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上業務と認められる程度のものであること。
- ② 医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの（注）でないこと。
- ③ 経営が投機的に行われるものでないこと。
- ④ 当該業務を行うことにより、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。
- ⑤ 当該医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。

（注） 「社会的信用を傷つけるおそれがあるもの」とは、風俗営業、武器製造業、遊戯場などをいいます。

IV. 附随業務

○開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは収益業務に含まれず、特段の定款変更等は要しません。（附随業務として行うことが可能）
附随して行われる業務とは、次に掲げるものです。

- ① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であって、医療提供又は療養の向上の一環として行われるもの。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

- ② 病院等の施設外で当該病院等に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるもの。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者の無償搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者の無償搬送は附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

- ③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあつては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱います。

(別添)

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明・・・「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象

・「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区 分	備 考
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助葬			●	告示	
	児童福祉法	乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		障害児入所施設			●	告示	※1、児童福祉法上の指定を受けること。 ※2、定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が渡れることはやむを得ないこと。
		児童心理治療施設			●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設			●	告示	
	売春防止法	婦人保護施設			●	告示	
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無利子又は低利で貸金を融通する事業			●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業
		生計困難者に対する金銭等貸与			○	告示	
		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
	生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業			○	告示	
	児童福祉法	障害児通所支援事業			○	告示	
		障害児相談支援事業			○	告示	
		児童自立生活援助事業			○	告示	
		放課後児童健全育成事業			○	告示	
		子育て短期支援事業			○	告示	
		乳児家庭全戸訪問事業			○	告示	
		養育支援訪問事業			○	告示	
		地域子育て支援拠点事業			○	告示	
		一時預かり事業			○	告示	
		小規模住居型児童養育事業			○	告示	
		小規模保育事業			○	告示	
		病児保育事業			○	告示	
		子育て援助活動支援事業			○	告示	
		助産施設			○	告示	
		保育所			○	告示	
		児童厚生施設			○	告示	
		児童家庭支援センター			○	告示	
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	
	民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	養子縁組あっせん事業			○	告示	

第二種社会福祉事業	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園を経営する事業			○	告示		
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業			○	告示		
		父子家庭日常生活支援事業			○	告示		
		寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び父子並びに寡婦福祉法の母子家庭日常生活支援事業又は父子家庭日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限り。	
		母子・父子福祉施設			○	告示		
	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、介護予防・日常生活支援総合事業に係る委託、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。	
			地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
				夜間対応型訪問介護				
			介護予防サービス事業	介護予防訪問介護				
			介護予防・日常生活支援総合事業					第一号訪問事業（老人福祉法施行規則第1条の2に規定するものに限る。）
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示		
			地域密着型サービス事業	地域密着型通所介護				
				認知症対応型通所介護				
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護				
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護				
			介護予防・日常生活支援総合事業					第一号通所事業（老人福祉法施行規則第1条の3の2に規定するものに限る。）
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示		
			介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護				
		小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示		
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護				
			認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○		告示
		地域密着型介護予防サービス事業		介護予防認知症対応型共同生活介護				
		複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）	○	告示		
		老人デイサービスセンター			○	告示		
	老人短期入所施設			○	告示			
	老人福祉センター			○	告示			
	老人介護支援センター			○	告示			
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業			○	告示		※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		一般相談支援事業			○	告示		
		特定相談支援事業			○	告示		※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
		移動支援事業			○	告示		
		地域活動支援センター			○	告示		
		福祉ホーム			○	告示		
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示			
	手話通訳事業			○	告示			
	介助犬訓練事業			○	告示			
	聴導犬訓練事業			○	告示			
	身体障害者福祉センター			○	告示			
	補装具製作施設			○	告示			
	盲導犬訓練施設			○	告示			
	視聴覚障害者情報提供施設			○	告示			
	身体障害者の更生相談事業			○	告示			
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業			○	告示			
	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付			○	告示			
	生計困難者のための無料・低額宿泊所等			○	告示			
	生計困難者のための無料・低額診療			○	本来			
	生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設又は介護医療院			○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設又は介護医療院		
	隣保事業			○	告示			
	福祉サービス利用援助事業			○	告示			
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成			○	告示			

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考
社会福祉事業以外		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	
			訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）		
			訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
			訪問リハビリテーション（出張所等を除く。）		
			訪問リハビリテーション（出張所等に限る。）	保健	
			居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）	保健	
			居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）		
			通所リハビリテーション	本来	
			短期入所療養介護		
			特定施設入居者生活介護（注）	保健	
			福祉用具貸与	保健	
			特定福祉用具販売	保健	
		居宅介護支援事業		保健	
		介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健	
			介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）		
			介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
			介護予防訪問リハビリテーション（出張所等を除く。）		
			介護予防訪問リハビリテーション（出張所等に限る。）	保健	
			介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）	保健	
			介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）		
			介護予防通所リハビリテーション	本来	
			介護予防短期入所療養介護		
			介護予防特定施設入居者生活介護（注）	保健	
			介護予防福祉用具貸与		
			特定介護予防福祉用具販売	保健	
		介護予防支援事業		保健	
		地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
		地域支援事業（注）	介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業	※8、市町村から指定又は委託を受けて行う場合のみ（事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例等及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。） また、指定又は委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を記載する必要があること（例：〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業（介護保険法という包括的支援事業）） ※9、定数等の変更手続は、原則として市町村の指定又は委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定又は委託の手続と定数等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定数等の変更認可日が遅れることはやむを得ないこと。
				第一号通所事業	
				第一号生活支援事業	
				第一号介護予防支援事業	
				一般介護予防事業	
			包括的支援事業	総合相談支援事業	
				権利擁護事業	
				包括的・継続的ケアマネジメント事業	
				在宅医療介護連携推進事業	
				生活支援等体制整備等事業	
				認知症総合支援事業	
			任意事業		
		保健福祉事業（注）		保健	※8、※9 と同じ扱い
		施設サービス	介護保健施設サービス	本来	
			介護療養施設サービス		
		指定市町村事務受託法人の受託事務			※10、委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な事業名称を定数等に記載する必要があること（例：〇〇県（市）の委託を受けて行う〇〇事業） ※11、定数等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定数等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定数等の変更認可日が遅れることはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定する指定認可介護支援事業等が市町村の委託を受けて行う、重介護及び重支援施設等の業務並びに、重介護及び重支援状態区分の定数の指定に係る場合は、その指定認可介護支援事業等との業務に付随するものとする。
		指定都道府県事務受託法人の受託事務		保健	

医政発 0329 第 51 号
令和 6 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法人の附帯業務について」の一部改正について

医療法人の附帯業務については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330053 号。以下「通知」という。）の別表に取りまとめられているところである。

今般、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の施行に伴い、通知の別添の一部を別紙のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することとした。

貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努められたい。

○「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日医政発第0330053号）の別添の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後										改正前									
(別添)										(別添)									
○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け										○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け									
・「医療法人」欄の記号「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象 ・「区分」欄の記号「……」は未定又は事業範囲「告示」又は平成10年度厚生省告示第19号、「医務」又は医療法人が行っていないことを示す。										・「医療法人」欄の記号「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象 ・「区分」欄の記号「……」は未定又は事業範囲「告示」又は平成10年度厚生省告示第19号、「医務」又は医療法人が行っていないことを示す。									
社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	医療法人	区 分	備 考	介護保険法制度におけるサービス・事業等				医療法人	区 分	備 考	介護保険法制度におけるサービス・事業等						
社会福祉法	生活保護法	救護施設																	
		更生施設																	
		生活保護施設 生活保護施設は、生活保護法上の受給施設である箇所は生活保護施設を除く。 生活保護施設は、生活保護法上の受給施設																	

[illegible]

身体障害者 福祉施設	身体障害者更生施設等事業			○	告示
	手話通訳事業			○	告示
	介護大訓練事業			○	告示
	聴覚大訓練事業			○	告示
	身体障害者福祉センター			○	告示
	福祉実習施設			○	告示
	福祉大訓練施設			○	告示
	視覚障害者情報提供施設			○	告示
	身体障害者の更生相談事業			○	告示
	知的障害者の更生相談事業			○	告示
知的障害者 福祉施設	生計困難者のための無料・低額 宿舎			○	告示
	生計困難者のための無料・低額 福祉施設等			○	告示
	生計困難者のための無料・低額 診療			○	告示
	生計困難者のための無料・低額 診療			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示

○介護保険法に基づく各事業の位置付け
(略)

身体障害者 福祉施設	身体障害者更生施設等事業			○	告示
	手話通訳事業			○	告示
	介護大訓練事業			○	告示
	聴覚大訓練事業			○	告示
	身体障害者福祉センター			○	告示
	福祉実習施設			○	告示
	福祉大訓練施設			○	告示
	視覚障害者情報提供施設			○	告示
	身体障害者の更生相談事業			○	告示
	知的障害者の更生相談事業			○	告示
知的障害者 福祉施設	生計困難者のための無料・低額 宿舎			○	告示
	生計困難者のための無料・低額 福祉施設等			○	告示
	生計困難者のための無料・低額 診療			○	告示
	生計困難者のための無料・低額 診療			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示
	介護大訓練のための無料・低額 施設			○	告示

○介護保険法に基づく各事業の位置付け
(略)

医政発 0331 第 83 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

社会医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、社会医療法人及び特定医療法人に関する「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えること」との認定又は承認要件（以下「認定要件等」という。）について、「社会保険診療等に係る収入金額」の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、「全収入金額」を医療保健業務による収入金額とする等とされたことを受け、当該認定要件等を定める医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布等について』（令和 7 年医政発 0331 第 76 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第 2 のとおり所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、併せて適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 社会医療法人及び特定医療法人に係る改正について

- 「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号） 別添 1
- 「特定医療法人制度の改正について」
（平成 15 年医政発第 1009008 号） 別添 2

第 2 その他の改正について

- 「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年医政発第 0330053 号） 別添 3
- 「地域医療連携推進法人制度について」（平成 29 年医政発 0217 第 16 号）別添 4
- 「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」
（平成 29 年医政発 0321 第 5 号） 別添 5

- 「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」
(令和 5 年医政発 0731 第 2 号)

別添 6

第 3 施行期日等

上記の改正通知は本年 4 月 1 日より適用する。ただし、社会医療法人及び特定医療法人に係る改正後の要件については、医療法人の令和 7 年 4 月 1 日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によることとする。

したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意すること。

○「医療法人の附帯業務について」(平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 1 ～ 第 2 (略) (別 表) 医療法人の附帯業務について 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。(医療法第 4 2 条各号) なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。 <u>医療法第 4 2 条</u> <u>第 1 号 ～ 第 5 号</u> (略) <u>第 6 号</u> 保健衛生に関する業務 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次の I、II に記載される業務であること。	第 1 ～ 第 2 (略) (別 表) 医療法人の附帯業務について 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務（これに類するものを含む。）の全部又は一部を行うことができる。(医療法第 4 2 条各号) なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。 <u>医療法第 4 2 条</u> <u>第 1 号 ～ 第 5 号</u> (略) <u>第 6 号</u> 保健衛生に関する業務 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、次の I、II に記載される業務であること。

Ⅰ．直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑤（略） <u>⑥ 難病患者等居宅生活支援事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）</u> <u>⑦～⑳</u> Ⅱ（略） 第7号 ～ 第8号（略） 留意事項（略）	Ⅰ．直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑤（略） <u>⑥ 難病患者等居宅生活支援事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）</u> <u>⑦～㉒</u> Ⅱ（略） 第7号 ～ 第8号（略） 留意事項（略）
--	--

【改正後全文】

医政発第0330051号

平成19年3月30日

最終改正 医政発 0330 第 33 号

平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県知事
各地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の基金について

平成19年3月30日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）の施行に伴い、標記について下記のとおり定めたので通知する。

記

第1 基金制度の趣旨

- (1) 「基金」とは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の37及び第30条の38の規定により社団である医療法人で持分の定めのないもの（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）を除く。第2の2から4まで（3の(1)の①を除く。）及び6の①において社団である医療法人の成立前にあつては設立時社員。以下「社団医療法人」という。）に拠出された金銭その他の財産であつて、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度であること。

- (2) この通知による基金を採用している医療法人で、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする医療法人にあっては、拠出者に基金を返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要であること。

第2 基金の手続

1 基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め（規則第30条の37）

社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができること。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならないこと。

- ① 基金の拠出者の権利に関する規定
- ② 基金の返還の手続

2 募集事項の決定

- (1) 社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項（以下「募集事項」という。）を定めなければならないこと。

- ① 募集に係る基金の総額
- ② 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- ③ 基金の拠出に係る金銭の払込み又は②の財産の給付の期日又はその期間

- (2) 設立時社員は、募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならないこと。

3 基金の申込み

- (1) 社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないこと。

- ① 社団医療法人の名称
- ② 募集事項
- ③ 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- ④ 基金の拠出者の権利に関する規定
- ⑤ 基金の返還の手続
- ⑥ 定款に定められた事項（①から⑤までに掲げる事項を除く。）であって、当該社団医療法人に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

- (2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。

- ① 設立に係る都道府県知事の認可の年月日
- ② 法第44条第2項第1号、第4号、第8号及び第12号に掲げる事項

- ③ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
 - ④ 会計年度
 - ⑤ (1)の①から⑤までに掲げる事項
 - ⑥ 定款に定められた事項（①から⑤までに掲げる事項を除く。）であつて、当該設立時社員に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項
- (3) 基金を引き受ける者の募集に応じて基金の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を社団医療法人に交付しなければならないこと。
- ① 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - ② 引き受けようとする基金の額
- (4) 社団医療法人は、(1)及び(2)に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を(3)の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならないこと。
- (5) 社団医療法人が申込者に対してする通知又は催告は、(3)の①の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該社団医療法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りること。
- (6) (5)の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものと同みなすこと。

4 基金の割当て

- (1) 社団医療法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定めなければならないこと。この場合において、社団医療法人は、当該申込者に割り当てる基金の額を、3の(3)の②の額よりも減額することができること。
- (2) 社団医療法人は、2の(1)の③の期日（2の(1)の③の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならないこと。

5 基金の申込み及び割当てに関する特則

3及び4は、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しないこと。

6 基金の引受け

次に掲げる者は、当該基金の額について基金の引受人となること。

- ① 申込者 社団医療法人の割り当てた基金の額
- ② 5の契約により基金の総額を引き受けた者 その者が引き受けた基金の額

7 金銭以外の財産の抛出

- (1) 2の(1)の②の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物抛財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）を受けなければならないこと。ただし、次に掲げる場合には、当該事項については適用しないこと。

① 2の(1)の②の財産（以下「現物抛財産」という。）のうち、市場価格のある有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券をいい、同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定められた2の(1)の②の価額が当該有価証券の市場価格として、次に定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての現物抛財産の価額

ア 2の(1)の②の価額を定めた日（以下イまでにおいて「価額決定日」という。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

イ 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等（金融商品取引法第27条の2第6項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下イにおいて同じ。）の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

② 現物抛財産が社団医療法人に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた2の(1)の②の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物抛財産の価額

③ 現物抛財産について定められた2の(1)の②の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物抛財産の価額

- (2) 次に掲げる者は、(1)の証明をすることができないこと。

- ① 理事、監事又は使用人（社団医療法人の成立前にあっては、設立時社員、設立時理事又は設立時監事）
- ② 基金の引受人
- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- ④ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①又は②に掲げる者のいずれかに該当するもの

8 基金の抛出の履行

- (1) 基金の引受人（現物抛財産を給付する者を除く。）は、2の(1)の③の期日又は期間内に、社団医療法人（社団医療法人の成立前にあっては、設立時社員）が

定めた次に掲げる銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込まなければならないこと。

- ① 銀行法（昭和５６年法律第５９号）第２条第１項に規定する銀行
- ② 信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社
- ③ 農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第１項第３号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- ④ 水産業協同組合法（昭和２３年法律第２４２号）第１１条第１項第４号、第８７条第１項第４号、第９３条第１項第２号又は第９７条第１項第２号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- ⑤ 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第９条の９第１項第１号の事業を行う協同組合連合会
- ⑥ 信用金庫又は信用金庫連合会
- ⑦ 労働金庫又は労働金庫連合会
- ⑧ 農林中央金庫

(2) 基金の引受人（現物拋出財産を給付する者に限る。）は、２の(1)の③の期日又は期間内に、それぞれの基金の払込金額に相当する現物拋出財産を給付しなければならない。ただし、社団医療法人の成立前に給付すべき場合において、設立時社員全員の同意があるときは、登記、登録その他の権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、社団医療法人の成立後にすることを妨げないこと。

(3) 基金の引受人は、(1)による払込み又は(2)による給付（以下「拋出の履行」という。）をする債務と社団医療法人に対する債権とを相殺することができないこと。

(4) 基金の引受人が拋出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失うこと。

9 基金の拋出者となる時期

(1) 基金の引受人は、次に掲げる場合には、当該定める日に、拋出の履行をした基金の拋出者となること。

- ① ２の(1)の③の期日を定めた場合 当該期日
- ② ２の(1)の③の期間を定めた場合 拋出の履行をした日

(2) (1)にかかわらず、社団医療法人の成立前に基金を引き受ける者の募集をした場合には、社団医療法人の成立の時に、拋出の履行をした基金の拋出者となること。

10 基金の返還（規則第３０条の３８）

(1) 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならないこと。

(2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができること。

① 基金（１３の代替基金を含む。）の総額

② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

(3) (2)に違反して社団医療法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者（業務執行理事その他当該業務執行理事の行う業務の執行に職務上関与した者をいう。(4)及び(5)において同じ。）は、当該社団医療法人に対し、連帯して、(2)に違反して返還された額を弁済する責任を負うこと。

(4) (3)にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わないこと。

(5) (3)の業務執行者の責任は、免除することができないこと。ただし、(2)の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでないこと。

(6) (2)に違反して基金の返還がされた場合においては、社団医療法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該社団医療法人に対して返還することを請求することができること。

1 1 基金の返還に係る債権の取得の禁止

(1) 社団医療法人は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができること。

① 合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合

② 社団医療法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

③ 無償で取得する場合

(2) 社団医療法人が(1)の①又は②に掲げる場合に(1)の債権を取得したときは、当該債権は消滅しないこと。この場合においては、社団医療法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならないこと。

1 2 基金利息の禁止（規則第30条の37）

基金の返還に係る債権には、利息を付することができないこと。

1 3 代替基金（規則第30条の38）

(1) 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として

計上しなければならないこと。

(2) (1)の代替基金は、取り崩すことができないこと。

(3) 吸収合併存続社団医療法人（吸収合併後存続する社団医療法人をいう。以下(3)において同じ。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、次に掲げる合計額とすること。

① 吸収合併の直前の吸収合併存続社団医療法人の代替基金の額

② 吸収合併の直前の吸収合併消滅社団医療法人（吸収合併により消滅する社団医療法人をいう。）の代替基金の額の範囲内で、吸収合併存続社団医療法人が定めた額

(4) 新設合併設立社団医療法人（新設合併により設立する社団医療法人をいう。以下(4)において同じ。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、新設合併直前の各新設合併消滅社団医療法人（新設合併により消滅する社団医療法人をいう。）の代替基金の額の合計額の範囲内で、新設合併消滅社団医療法人が定めた額とすること。

1 4 破産手続に関する債権の取扱い

社団医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となること。

第3 貸借対照表の区分表示

(1) 基金（規則第30条の37及び第30条の38並びにこの通知により定める基金をいう。以下同じ。）の総額及び代替基金（第2の13により計上された金額をいう。）は、貸借対照表の純資産の部に基金及び代替基金の科目をもって計上しなければならないこと。

(2) 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができないこと。

第4 その他

1 社団医療法人の定款例

社団医療法人が基金を採用する場合の定款例を別添のとおり定めることとしたので参照されたいこと。

2 税務当局への届出

基金制度を採用する社団医療法人とするための定款の変更がなされたときは、当該基金制度を採用する社団医療法人は、定款の変更がなされた日以後2月以内に、都道府県知事の定款変更認可書に定款の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知別添 1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
第 2 章 目的及び事業 第 3 章 基金 第〇条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。 第〇条 本社は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。 第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。 2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。 (1) 基金（代替基金を含む。） (2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。 4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。 5 第 3 項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第 2 項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。 6 第 2 項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。	・特定医療法人又は社会医療法人は、基金制度を利用することができないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。 ・取り崩すことができない科目をすべて掲げること。

第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。 第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。 附 則 1 本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。 (略) 2 本社团は、第3章の基金に係る規定について、都道府県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本社团の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。	・出資額限度法人から移行する場合に限り記載するものとする。
--	--------------------------------------

【改正後全文】

平成5年2月3日

総第5号

指第9号

最終改正 医政総発0330第4号

医政指発0330第4号

平成24年3月30日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省健康政策局総務課長

厚生省健康政策局指導課長

医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について

医療法第7条及び第8条の規定に基づく医療機関の開設手続きについては、特に、開設者が実質的に医療機関の運営の責任主体たり得ること及び営利を目的とするものでないことを十分確認する必要がある、これまでも昭和62年6月26日総第26号指第20号健康政策局総務課長・指導課長連名通知(以下「昭和62年通知」という。)により、ご配慮いただいているところであるが、今般、医療法に基づく病院の開設・経営に当たって、開設者が実質的に病院の開設・経営の責任主体でなくなっていたにもかかわらず病院の廃止届を提出せず、当該病院が開設者以外の者により開設・経営されていたという事例が明らかになった。

これは医療法の根幹に関わることであり、これらの事態は、開設許可時においても十分な審査と適切な指導を行うことにより、未然に防止できる事例も少なくないと考えられるので、今後かかることのないよう、開設許可時の審査に当たって、開設申請者が実質的に開設・経営等の責任主体たり得ないおそれがある場合及び非営利性につき疑義が生じた場合の確認事項、または、開設後に開設・経営等につき同様の疑義が生じ、特別な検査を必要とする場合の検査内容を、左記のとおり定めたので、開設許可の審査及び開設後の医療機関に対する検査にあたり十分留意の上厳正に対処されたい。

なお、昭和62年通知は廃止する。

記

第一 開設許可の審査に当たっての確認事項

医療機関の開設許可の審査に際し、開設申請者が実質的に医療機関の開設・経営の責任主体たり得るか及び営利を目的とするものでないか否かを審査するに当たっては、開設主体、設立目的、運営方針、資金計画等を総合的に勘案するとともに、以下の事項を十分に確認した上で判断すること。

なお、審査に当たっては、開設申請者からの説明聴取だけでなく、事実が判断できる資料の収集に努めること。

1 医療機関の開設者に関する確認事項

(1) 医療法第7条に定める開設者とは、医療機関の開設・経営の責任主体であり、原則として営利を目的としない法人又は医師(歯科医業にあつては歯科医師。以下同じ。)である個人であること。

(2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。

- ① 開設者が、当該医療機関を開設・経営する意思を有していること。
- ② 開設者が、他の第三者を雇用主とする雇用関係(雇用契約の有無に関わらず実質的に同様な状態にあることが明らかなものを含む。)にないこと。
- ③ 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。

ただし、次の場合であつて、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。

- ・ 営利法人等から医療機関が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であつて、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

④ 開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。

ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であつて、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。

ア 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であつて、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であつて、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更するこ

とが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

ウ 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。）

- ⑤ 開設者が、当該医療機関の人事権(職員の任免権)及び職員の基本的な労働条件の決定権などの権限を掌握していること。

ただし、当該医療機関の幹部職員に定款、内部規程等の規定により権限を委任している場合はこの限りではない。

- ⑥ 開設者が、当該医療機関の収益・資産・資本の帰属主体及び損失・負債の責任主体であること。

なお、医療機関が必要とする土地、建物又は設備を他の第三者から借りる場合においては、

ア 当該土地及び建物については、賃貸借登記をすることが望ましい(病院に限る。また、設備は除く。以下同じ。).

イ 貸借契約書は適正になされ、借料の額、契約期間等の契約内容(建物が未完成等の理由で契約未締結の場合は、契約予定の内容)が適正であること。

ウ 借料が医療機関の収入の一定割合とするものでないこと。

- (3) 開設・経営に関する資金計画については、次の内容を審査すること。

なお、資金計画は、医療法施行規則第1条の14第1項第5号の「維持の方法」を確認するものであり、「開設後2年間の収支見込」等の資料とする。

また、医師が病院を開設する場合においても同資料の提出を求めることが望ましい。

なお、開設者が医療法人の場合にあつては、同規則第31条第7号をもって代替することができるものであること。

- ① 収入見込の根拠となる患者数等の見込は過大でないこと。

- ② 支出見込の根拠となる人件費等の見積りは適正であること。

- ③ 必要な自己資本が確保されていることを金融機関等の残高証明で確認できること。

- ④ 借入金がある場合は、その借入が確実なものであることを金融機関等の融資証明等によって確認できること。

- ⑤ 第三者から資金の提供がある場合は、医療機関の開設・経営に関与するおそれがないこと。

- (4) 開設申請者が名義上の開設者で第三者が医療機関の開設・経営を実質的に左右するおそれがあるとの指摘、情報等がある場合には、その指摘等の内容も含め申請書類のみならず実態面の各種事情を十分精査の上判断すること。

- (5) 医療法第10条に規定する管理者とは、開設者の任命を受けて医療機関の管理・運営について責任を持つ者で医師に限定されていること。

また、病院の管理者は常勤であること。

2 非営利性に関する確認事項等

- (1) 医療機関の開設主体が営利を目的とする法人でないこと。

ただし、専ら当該法人の職員の福利厚生を目的とする場合はこの限りでないこと。

- (2) 医療機関の運営上生じる剰余金を役職員や第三者に配分しないこと。

- (3) 医療法人の場合は、法令により認められているものを除き、収益事業を営営していないこと。

- (4) 営利法人が福利厚生を目的とする病院の開設許可を行う場合及び医師でない個人に対し病院の開設許可を行う場合は、事前に当職まで協議すること。

第二 特別な検査を必要とする場合の検査内容

- 1 開設者が実質的に医療機関の開設・経営の責任主体たり得ること及び営利を目的とするものでないことにつき疑義が呈された病院で貴職が必要と認めた場合については、立入検査の際、前記第一に記載された事項(貴職が検査を不要と判断した事項を除く。)について検査すること。

なお、この検査権限は開設主体に係るものであることに留意するとともに、立入検査を実施する場合は、事前に当職まで対象病院について報告すること。

- 2 医療法人が病院の開設者であることにつき疑義が呈され、貴職が必要と認めた場合は、その疑義の内容を特定し、遅滞なく医療法第63条に基づく立入検査を実施すべきものであることを付記する。

事務連絡

平成24年3月30日

各都道府県医療法人担当課（室）
各地方厚生（支）局医療法人担当課

殿

厚生労働省医政局指導課

「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務に関する Q&A」の送付について

医療法人制度の円滑な推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月7日に開催されました第27回社会保障審議会医療部会で議論した具体的な対応（案）について、各都道府県、各地方厚生（支）局よりお寄せいただいた意見を参考に、今般、医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務に関する Q&A を下記のとおり作成しましたので送付いたします。

各都道府県及び各地方厚生（支）局におかれましては、御了知の上、管内の医療法人を指導・監督するに当たって、参考として御活用いただきますようお願いいたします。

記

○医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務に関する Q&A

Q1 医療法人運営管理指導要綱では、「医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。」となっているが、例外的に役員の兼務を一定の範囲で認めることは実質的な規制緩和であり、非営利性の確保が難しくなるのではないか。

A 今回の改正は、「明確化を図る」という趣旨であり、都道府県における実態も踏まえながら、医療機関の非営利性を損なわないことを前提に検討したものである。こうしたことから、規制を緩和する意図はなく、非営利性の確保に支障が生じることは考えていない。

Q2 「社員」、「社員及び役員の親族」等についても、役員と同様に規制対象となるのか。規制対象となるのならば、その点もわかるように記載し、規制対象外であるならば、何らかの方法でその点を明らかにするべきである。

また、営利法人等の役員との兼務について、監事を除いて過半数を超えないこととされているが、社員及び役員の構成員が同一で兼務役員が半数であって監事が兼務役員である場合、社員総会で兼務役員の持つ議決権が過半数を超えることとなるため監事は除くべきではない。

A 今回の改正には、「社員」、「社員及び役員の親族」等は含まれていない。しかしながら、「社員」、「社員及び役員の親族」等が営利法人等の役職員を兼務することにより、開設者が実質的に医療機関の開設・経営の責任主体でなくなるおそれがある場合は、指導の対象とすることが適当と考える。社員である監事についても同様である。

Q3 例外として取扱うことができる役員であることを確認、把握する方法如何。

A 新たに就任した役員については、履歴書を提出することとなっており、それにより把握できると考えている。再任となる役員についても同様の取扱いとすることが望ましい。

なお、今回の通知改正に伴い、「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」（平成19年厚生労働省医政局指導課長通知）に規定する履歴書の様式例を改正し、営利法人の役員との兼務状況の記載を求めることとしたので、併せて参考としていただきたい。

Q4 医療機関の非営利性に影響を与えることがないものを条件とした理由は何か。

A 営利法人等との取引額が少額である場合のほか例外として取扱うことができる3つの要件を満たしてもなお、営利法人が実質的に医療機関を支配するなどにより非営利性を損なう場合には、監督庁が兼務を認めないと判断することができるようにしたものである。

Q5 営利法人等との取引額が少額である場合とは何か。

A 営利法人等との取引額が少額である場合について、少額取引であれば、医療機関の非営利性に影響を与えることはないものと考えことから、兼務の制限の対象としないこととしたものである。

例えば、地域の人から医療法人の役員を選ぶ際に、当該役員が株式会社の新聞店代表

で、当該新聞店から当該医療法人が新聞を1部購入しているからといって、当該購入が医療機関の非営利性に反するとまではいえないと考える。

なお、「少額」の具体的な水準については、医療機関の規模や取引の内容も様々であって医療機関の非営利性に影響を与えない範囲として、一律の金額を示すことは、必ずしも適当ではないため、都道府県において、今までの指導や個別のケースに応じて判断いただきたいと考えている。

Q6 契約内容が妥当であることとは何か。

A 物品の購入等の取引にあっては、例えば複数の者に競争参加の機会を与えたりするなど手続が公平であること、契約額が通常の取引価格を大きく上回るものでないこと、契約期間が著しく長期にわたるものでないことなどを想定している。

また、不動産の取引においては、例えば、不動産鑑定により金額の妥当性を判断することなどを想定している。

Q7 営利法人等の規模が小さいこととは何か。

A 「営利法人の規模が小さいこと」の具体的な水準については都道府県の実情に応じて判断されたいが、例えば、中小企業基本法第2条第5項では「おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）」としているところであり、参考となるものと考えている。

＜参考＞

中小企業基本法第2条第5項

「この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。」

Q8 既に営利法人等の役員との兼務している場合であって、営利法人等の規模は小さくないが役職員を第三者に変更することが直ちに困難であった場合等、例外として示す要件に該当しないものについて、通知発出後は認められなくなるのか。また、認められない場合はどのように是正をさせていくこととなるのか。

A 今回の改正により、例外として示す要件に該当しないものについては、是正することとなるが、直ちに是正させることは、医療法人の運営に支障を生じるおそれもあるため、経過措置を設けるなどにより、弾力的に是正を指導されたい。